

議案第 28 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 31 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、国民健康保険の財政基盤の安定を図るため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和４１年大口町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「１４万円」を「１６万円」に改め、同条第４項中「１２万円」を「１４万円」に改める。

第２６条各号列記以外の部分中「１４万円」を「１６万円」に、「１２万円」を「１４万円」に改め、同条第２号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第３号中「３５万円」を「４５万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ 改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、平成２６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は<u>14万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14</u>	(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は<u>12万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>12万円</u>を超える場合には、<u>12</u>

新	旧
<u>万円</u>）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 2 4 万 5, 0 0 0 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>4 5 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ 略	<u>万円</u>）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者（<u>当該納税義務者を除く。</u>）及び特定同一世帯所属者（<u>当該納税義務者を除く。</u>）1 人につき 2 4 万 5, 0 0 0 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>3 5 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

国民健康保険の財政基盤の安定を図るため、この条例の一部を改正します。

2 改正概要

(1) 課税限度額の改正（第2条関係）

後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額を、それぞれ2万円ずつ引き上げます（下線部分）。

ア 後期高齢者支援金等分

区分		税率等【改正前】	税率等【改正後】
応能割	所得割	1. 5%	1. 5%
	資産割	5. 0%	5. 0%
応益割	均等割	7, 800円	7, 800円
	平等割	7, 200円	7, 200円
課税限度額		<u>140, 000円</u>	<u>160, 000円</u>

イ 介護納付金分

区分		税率等【改正前】	税率等【改正後】
応能割	所得割	1. 1%	1. 1%
	資産割	5. 0%	5. 0%
応益割	均等割	7, 800円	7, 800円
	平等割	7, 200円	7, 200円
課税限度額		<u>120, 000円</u>	<u>140, 000円</u>

* 基礎課税分（改正なし）

区分		税率等
応能割	所得割	4. 0%
	資産割	10. 0%
応益割	均等割	24, 000円
	平等割	24, 000円
課税限度額		510, 000円

(2) 軽減対象所得基準額の改正（第26条関係）

5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げます(下線部分)。

ア 5割軽減

現行では2人以上世帯が対象であるが、単身世帯についても対象とします。

【改正前】	合計所得金額が33万円＋{24万5千円×(<u>世帯主を除く</u> 被保険者数＋ <u>世帯主を除く</u> 特定同一世帯所属者)}を超えない世帯
【改正後】	合計所得金額が33万円＋{24万5千円×(被保険者数＋ 特定同一世帯所属者)}を超えない世帯

(例) 世帯の合計所得80万円、夫(世帯主)・妻の2人で加入の場合

【改正前】 33万円＋24万5千円×1人(世帯主の夫は含まれない)
＝57万5千円<80万円 …5割軽減に該当しない

【改正後】 33万円＋24万5千円×2人(加入者である夫と妻)
＝82万円>80万円 …5割軽減に該当する

イ 2割軽減

現行の加算額35万円を、45万円に引き上げます。

【改正前】	合計所得金額が33万円＋{ <u>35万円</u> ×(被保険者数＋特定 同一世帯所属者)}を超えない世帯
【改正後】	合計所得金額が33万円＋{ <u>45万円</u> ×(被保険者数＋特定 同一世帯所属者)}を超えない世帯

(例) 世帯の合計所得120万円、夫(世帯主)・妻の2人で加入の場合

【改正前】 33万円＋35万円×2人(加入者である夫と妻)
＝103万円<120万円 …2割軽減に該当しない

【改正後】 33万円＋45万円×2人(加入者である夫と妻)
＝123万円>120万円 …2割軽減に該当する

＊ 7割軽減(改正なし)

合計所得金額が33万円を超えない世帯

【参考】軽減額一覧表

	国保 加入 者数	加入者全員 の所得合計	基礎課税分		後期高齢者 支援金等分		介護納付金分	
			軽減額		軽減額		軽減額	
			均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
			24,000 円	24,000 円	7,800 円	7,200 円	7,800 円	7,200 円
7 割 軽減	1 人	330,000 円以下	16,800 円	16,800 円	5,460 円	5,040 円	5,460 円	5,040 円
	2 人		33,600 円		10,920 円		10,920 円	
	3 人		50,400 円		16,380 円		16,380 円	
	4 人		67,200 円		21,840 円		21,840 円	
5 割 軽減	1 人 [新規]	575,000 円以下	12,000 円	12,000 円	3,900 円	3,600 円	3,900 円	3,600 円
	2 人	820,000 円以下 (575,000 円以下)	24,000 円		7,800 円		7,800 円	
	3 人	1,065,000 円以下 (820,000 円以下)	36,000 円		11,700 円		11,700 円	
	4 人	1,310,000 円以下 (1,065,000 円以下)	48,000 円		15,600 円		15,600 円	
2 割 軽減	1 人	780,000 円以下 (680,000 円以下)	4,800 円	4,800 円	1,560 円	1,440 円	1,560 円	1,440 円
	2 人	1,230,000 円以下 (1,030,000 円以下)	9,600 円		3,120 円		3,120 円	
	3 人	1,680,000 円以下 (1,380,000 円以下)	14,400 円		4,680 円		4,680 円	
	4 人	2,130,000 円以下 (1,730,000 円以下)	19,200 円		6,240 円		6,240 円	

* () …改正前

3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行します。